



埼玉県報

第 677 号
令和 7 年(2025 年)
12 月 12 日
金曜日

目 次

告示

- 税務文書管理システムに係る端末及び機器調達に関する入札公告（税務課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 県立社会福祉施設使用料徴収事務委託（障害者福祉推進課）
- 羽生都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 上尾都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 令和 7 年 12 月 1 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1 の数等（選挙管理委員会）
- 措置通知の公表（監査第一課）
- 監査結果の公表（監査第一課）

告 示

埼玉県告示第九百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

税務文書管理システムに係る端末及び機器賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年12月31日（火）まで

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) I S M S認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

(7) 埼玉県の県税に係る徴収金に滞納がないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 奥山、阪井、田平、永井 電話048-830-2655（直通） 電子メールa2640-21@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

（3）入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年1月27日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

（ア）郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年1月26日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

（イ）持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年1月26日（月）午後5時まで

（4）開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課 令和8年1月27日（火）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年1月9日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年12月22日(月)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature of Services Required:

Leasing of the Computer Terminal and Machine for the Tax Document Management System and Telework System

- (2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Tuesday, January 27, 2026

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Monday, January 26, 2026

- (3) Contact Information:

Taxation Division, Department of General Affairs,
Saitama Prefectural Government
3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan
Phone: 048-830-2655

告 示

埼玉県告示第九百十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第四百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目千九百四十番一の一部）

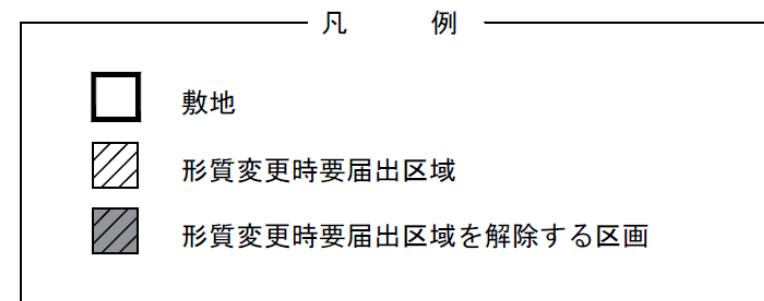
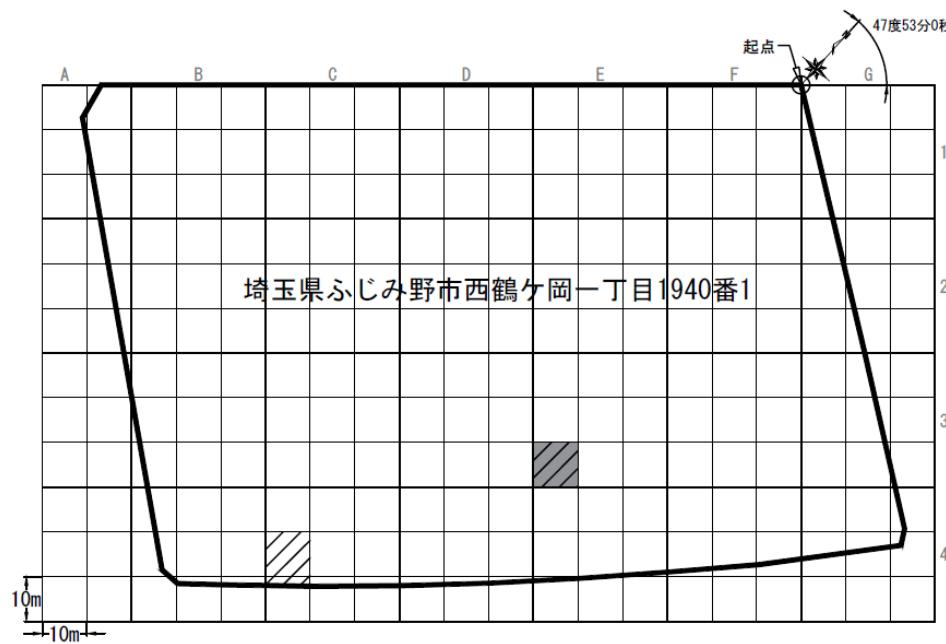
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【起点】

起点は、埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1940番1の最北端とする。

【格子の回転角度 47度53分0秒】

告 示

埼玉県告示第九百十九号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百二十号

川口市から川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百二十一号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、 住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県障害者交流センター使用料の徴収事務	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 播磨 高志	令和七年四月一日から 令和八年三月三十日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第九百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第二百四十二号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県行田市長野九四三

三 都市計画事業の種類及び名称

羽生都市計画道路事業三・四・八号北部幹線

四 事業施行期間

令和七年十二月三日から令和十七年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県羽生市大字稻子字塚原、大字尾崎字塚原並びに大字藤井上組字西及び字鶴指地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第九百二十七号

上尾市から上尾都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市
計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十
条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦
覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百二十八号

伊奈町から上尾都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百二十九号

宮代町から幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県告示第九百三十号

告 示

加須市から加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松本和也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
蓮田鴻巣線	蓮田市東五丁目三九四六番二地先から 同市東五丁目三九五九番一地先まで	令和七年十一月十二日	
		平成三十年十一月二十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告 示した道路予定区域の一部供用開始であ る。	
	延長 一九五・〇〇メートル		

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年十二月十二日

埼玉県教育委員会教育長　日吉

亨

一　日時
令和七年十二月十八日　午前十時

二　場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三　議題
当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第六十六号

令和七年十二月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数並びに地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一を乗じて得た数と合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年十二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一二一、七一二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数 八六六、九四八人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）

選挙区	数
南第一区	草加市
南第二区	川口市
南第三区	さいたま市西区
南第四区	さいたま市北区
南第五区	さいたま市大宮区
南第六区	さいたま市見沼区
南第七区	さいたま市中央区

南第八区	さいたま市桜区	二六、八一三人
南第九区	さいたま市浦和区	四六、四一九人
南第十区	さいたま市南区	五三、一七二人
南第十一区	さいたま市岩槻区	三六、五九七人
南第十二区	さいたま市緑区	三一、三五八人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇四三人
南第十四区	桶川市	二一、〇五四人
南第十五区	北本市	一八、七八一人
南第十六区	鴻巣市	三三、二三〇人
南第十七区	志木市	二一、〇〇七人
南第十八区	新座市	四六、〇〇一人
南第十九区	蕨市	一九、七三一人
南第二十区	戸田市	三九、九二〇人
南第二十一区	朝霞市	三七、五五二人
南第二十二区	和光市	二三、三八四人
西第一区	所沢市	三九、九五六人
西第二区	入間市	四〇、五二八人
西第三区	飯能市	二三、一四七人
西第四区	狭山市	四二、〇四九人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇五二人
西第六区	富士見市	三一、四八一人
西第七区	川越市	九七、八六七人
西第八区	日高市	一五、三一四人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、二三九人
西第十区	坂戸市	二七、七一四人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六八七人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、五七四人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、一五四人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、四九二人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、〇二〇人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、一〇九人
北第四区	熊谷市	五三、六五三人
東第一区	行田市	三一、〇二二人

東第二区	羽生市	一四、八二四人
東第三区	加須市	三一、二九二人
東第四区	久喜市	四二、四六八人
東第五区	蓮田市	一七、四四七人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、一五九人
東第七区	春日部市	六五、〇八〇人
東第八区	越谷市	九五、〇一六人
東第九区	八潮市	二五、四七七人
東第十区	三郷市	三八、四二七人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、六〇八人
東第十二区	吉川市・松伏町	二六、三〇一人

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和七年十二月十二日

埼玉県監査委員 小笠原 薫子
埼玉県監査委員 梶田 美佐子
埼玉県監査委員 鈴木 正人
埼玉県監査委員 齊藤 邦明

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
教育委員会	義務教育指導課	令和7年10月7日 (第658号)	<p>「令和6年度埼玉県立伊奈学園中学校における地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業委託」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書では、個人情報保護に関する誓約書の提出を定めていたが、地域クラブ活動に従事した5名中4名について、提出させていなかった。 2 委託契約の仕様書では、統括責任者1名、指導者2名以上とし、統括責任者及び指導者には、指導経験等の要件を満たすものを配置することと定めていたが、統括責任者等の名簿、指導経験等の報告を求めていなかった。 3 委託契約の仕様書では、各月の指導者の勤務状況及び活動実績(生徒参加状況、活動日時、試合等参加日、事故・苦情・その他のトラブル等に関する報告等)を翌月10日までに実績報告書により報告することと定めていたが、報告させていなかった。 4 地域クラブ活動の実施が当初の見込みを下回り、委託金額の変更が生じたことから、令和7年2月28日付で変更契約を締結した。変更後の経費の内訳は、実施日数が5日から4日となったことなどから、対応する事業費は、405,856円から240,618円に減額していた。一方で、人件費は264,000円から448,000円に増額していたが、増額した理由を確認していなかった。見積書の内容を十分に確認しないまま、見積書に記載された金額で変更契約を締結していた。 5 業務委託の支払手続において、「指導者謝金」の根拠となる指導人数や勤務時間などの実績資料を提出させていなかった。

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
危機管理防災部	危機管理課 令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に執行した「AED（自動体外式除細動器）」の購入について、契約金額が10万円以上であったため備品購入費で執行すべきところ、必要な予算措置を行わず需用費で執行していたことは不適切であった。	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知とともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 支出科目に関する正確な知識を習得するため、関係する財務研修資料を配布し周知することにより、適正な財務の執行を徹底した。 2 支出の節区分が適切か、支出に関する起案文に「審査事務の手引」節別事項」の写しを添付することより、複数名で確認する体制を整えた。
危機管理防災部	災害対策課 令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に締結した「埼玉県新座防災基地植栽管理業務委託」について、契約書中に「各回の支払金額は別紙内訳書のとおり」と記載していたが、別紙内訳書を添付していなかった。 契約書に具体的な支払方法を明記しないまま分割して支払手続を行っていたことは不適切であった。	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知とともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 正確な事務処理を確認するため、出納総務課から改善の指示を受けた上で、令和7年度以降に締結する契約書に具体的な支払方法を明記した。 2 財務に関するチェックシート（契約編）を活用するとともに、植栽管理業務委託に関して、契約書の添付書類の漏れを防ぐためのチェックリストを新たに作成し、令和7年度以降の契約書作成時に確認を徹底することとした。
環境部	大気環境課 令和7年10月7日 (第658号)	「令和6年度埼玉県電気自動車等導入費補助金に関する審査業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 委託契約の特記仕様書では、実施体制、責任者、実施方法、作業場所、スケジュール等を記載した実施計画書を県に提出し、県の承認を得なければならないと定めていたが、実施計画書を提出させていなかった。 2 委託契約の特記仕様書では、受注者は、テストスケジュール、テスト内容、データ内容等を記載したテスト計画を作成し、県の承認を得なければならないと定めていたが、テスト計画の作成・	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知とともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 複数名で仕様書・特記仕様書に基づく提出書類の確認を行うとともに、委託業者にも確認を求ることにより、契約内容の履行漏れを防止する体制を整えた。 2 委託契約に基づき提出が必要な書類等について、新たにチェックリストを作成し、複数名で定期的に履行状況を確認する体制を整えた。

			<p>承認のないままテストが行われていた。また、テスト実施後は、テスト内容、テスト結果、改善スケジュール等を記載したテスト報告書を提出し、県の承認を得なければならないと定めていたが、テスト報告書の提出・承認のないまま審査業務が行われていた。</p> <p>3 委託契約の仕様書では、業務責任者の経歴及び従事者の名簿を提出すると定めていたが、名簿を提出させていなかった。</p>	
環境部	水環境課	令和7年10月7日 (第658号)	<p>令和6年度に締結した「埼玉県浄化槽維持管理情報自動集約システム運用保守業務委託」について、契約期間の始期が令和6年4月1日であったにもかかわらず、5月17日に支出負担行為の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出負担行為の手続誤りを防止するため、財務に関するチェックシート（契約編）に「契約期間の始期」に関する項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 2 所属職員全員が改めて財務研修（応用研修契約編）を受講し、財務事務への理解を深めることにより適正な事務処理の執行を徹底した。
環境部	みどり自然課	令和7年10月7日 (第658号)	<p>令和6年度に締結した「自然ふれあい施設改修工事（緑森浚渫工ほか）」及び「北本自然観察公園長寿命化対策工事」について、増額の変更契約手続を行うことなく追加工事を行い、工事完成の直前に変更契約を締結したことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更契約に至るまでの事務手続漏れを防止するため、請負事業者からの工事記録の収集を徹底し、課内回覧時に契約金額の増減見込みの有無を記載することにより、複数名で変更契約手続の要否を確認する体制を整えた。 2 変更契約手続の漏れを防止するため、契約進行管理チェックシートに設計変更の有無を記録する項目を新たに設け、定期的に所属長まで共有することにより、複数名で変更契約の進捗状況を確認する体制を整えた。 3 工事を担当する職員全員を対象に変更契約に関する研修を令和8年1月に実施する。 <p>また、年度当初に所属職員全員を対象とした研修を実施し、工事の変更契約時期等の手続について理解を深めることにより、適正な事務処理</p>

				の執行を徹底する。
福祉部	社会福祉課	令和7年10月7日 (第658号)	「令和6年度埼玉県戦没者追悼式菊花壇設営業務委託」について、予定価格が埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えることから、競争入札により契約を締結すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、課内職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約に関する正確な手続方法を習得するため課内研修を実施し、課内職員全員が出納総務課作成の研修資料「財務研修（応用研修契約編）」を確認するとともに、演習問題に取り組んだ。 2 契約手続に関する確認漏れを防止するため、「随意契約の発注チェックシート」をはじめとした財務に関するチェックシートを活用し、複数名でチェックするよう改めて周知徹底を図った。
県土整備部	県土整備政策課	令和7年10月7日 (第658号)	建設工事紛争審査会（令和6年（調）第4号事件）の申請手数料について、調定前の決裁前に納入通知書を発行していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 キャッシュレス決済又は事前調定による申請手数料の収入調定を徹底するため、次のとおり体制を整えた。 <ul style="list-style-type: none"> ・収入調定事務の手続に先行する申請書の受付事務について、複数の担当者で対応する。 ・事前調定の場合には、「チェックシート（歳入：事前調定編）」を起案文書に添付し複数名で確認することにより、事前チェックを徹底する。 2 申請手数料を取り扱う担当者全員が、財務研修（応用研修歳入編）を再受講し、所属長に受講した旨の報告を行った。
教育委員会	文化財・博物館課	令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に締結した「県立川の博物館遊具改修及び撤去工事」について、工期延長に関する契約変更の執行伺をしていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 執行伺の作成漏れを防ぐため、財務に関するチェックシート（契約編）に「変更契約に係る執行伺をしたか」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 2 チェックリスト（自己検査）に、「変更契約に係る執行伺をしたか」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。

			3 内部統制リスク評価シートに、「変更契約に係る執行伺の未実施」の項目を追加することによりリスクを明確にし、財務事務上の確認を徹底した。
--	--	--	--

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和七年十二月十二日

埼玉県監査委員 小笠原 薫子
埼玉県監査委員 梶田 美佐子
埼玉県監査委員 鈴木 正人
埼玉県監査委員 齊藤 邦明

令和7年度第2回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和6年度、令和7年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 20機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和7年8月20日～令和7年10月15日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果のかどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のかか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

（1）指摘事項 なし

＜参考：指摘事項＞

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要

- と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 1件 (1機関)

番号	部局	機関	概 要
1	教育委員会	春日部女子高等学校	<p>令和7年度に締結した「埼玉県立春日部女子高等学校フィールドワーク及び成果発表会サポート業務委託」について、委託契約の仕様書では、業務内容として、「東武動物公園での活動の機会を確保し、探究の授業成果をフィールドワークで生かせるよう相手方企業と調整すること」、「成果発表会の会場として春日部市民文化会館を確保し、今年度の探究活動の成果を適切に評価できるよう評価基準を作成すること。また、成果発表会後の生徒、保護者等からの評価を集計すること」と定めており、業務概要のみの記載にとどまっていた。</p> <p>本件契約は、学校と受託業者間で事前に業務内容の詳細を確認していたことから、契約内容の実施に支障は生じていないが、委託業務の詳細な内容が仕様書に記載されておらず、契約内容が対外的に不明確なまま契約を締結していたことは不適切であった。</p>

<参考：注意事項>

- 事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

(3) 監査結果の報告に添える意見 1件 (1機関)

番号	部局	機関	意 見 内 容
1	農林部	さいたま農林振興センター	<p>当センターでは、公用車へのガソリン（レギュラーガソリン）の給油に当たり、所定の2か所の給油所からガソリン単価の見積書を毎月1日に提出してもらい、当該単価に基づき算出された購入価格で支払手続を行っていた。その結果、埼玉県内の令和7年8月のレギュラーガソリンの平均現金小売価格は、1ℓ当たり169円～170円となっていたところ、提出された見積書の単価がA社187円、B社175円であったことから、当該見積単価でガソリンを購入していた。</p> <p>一方で、出納総務課では、店頭表示価格でガソリン等を購入できる「公用車給油用クレジットカード」（以下「公用車用カード」という。）の取扱いを開始しており、地域機関においても、令和元年6月から公用車用カードの利用が可能となった。</p> <p>当センターで購入しているガソリン単価については、</p>

		A社・B社間でも乖離があり、また、店頭表示価格を上回っている可能性が高いため、公用車用カードを利用するなど適正な単価でガソリンを購入するよう見直しを行っていただきたい。
--	--	--

<参考：監査結果の報告に添える意見>

次に該当する場合など、県の組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、監査結果の報告に添えて意見を提出する。

- ア 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの
- イ 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの
- ウ その他監査委員が必要と認めるもの

別紙

所管部局	監査対象機関
福祉部	総合リハビリテーションセンター
保健医療部	幸手保健所
産業労働部	春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター
県土整備部	鉄道高架建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所
企業局	大久保浄水場、新三郷浄水場、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
教育委員会	上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、春日部女子高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、越谷特別支援学校、東松山特別支援学校、東松山特別支援学校嵐山学園分校